

監 査 請 求 書

2010年5月18日

川口市監査委員 殿

第 一、請求の要旨

1、請求の対象は下記のとおりである。

1、対象となる会派名、共産党、公明党、自民党。

2、対象となる議員名、下記の議員 39 名。

柳田 力 関 裕通 若谷正巳 江袋正敬 市原光吉 山崎 豊 光田直之
白根大輔 谷川恵子 吉田英司 稲川和成 高橋英明 宇田川好秀 萩原一寿
芝崎正太 幡野 茂 近藤 豊 木岡 崇 松本幸恵 板橋智之 前原博孝
池田嘉明 篠田文男 石橋俊伸 松本 進 関口京子 唐澤義達 桜井由美子
板橋博美 岩澤勝徳 松本英彦 田口順子 豊田 満 立石泰広 大関修克
阿部ひろ子 最上則彦 星野洋子 金子信男

3、対象となる行為、

上記 1、2、の会派、議員らが平成 20 年度政務調査費より支出した違法、不当な支出である。

4、上記 3、に記した違法、不当な支出は別紙の通りである。

第 二、対象行為が違法、不当であることの理由

1、地方自治法第 2 条 14

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

2、川口市議会政務調査費の交付に関する条例。

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 4 項及び第 15 項の規定に基づき、川口市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

第 6 条 会派又は議員は、政務調査費を別に定める用途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

3、川口市議会政務調査費の交付に関する規程

基本方針

政務調査費は、川口市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、川口市議会、議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として支給されるものである。

したがって、政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、調査研究の目的及び内容は明確にされなければならない。

会派として政務調査費の交付を受けた場合は当該会派の行う調査研究活動に、議員と

して政務調査費の交付を受けた場合は当該議員の行う調査研究活動に要する経費として充当するものとする。

4、政務調査費の手引き

川口市議会政務調査費の使途に係る運用方針

1 実費弁償の原則

政務調査費の支出については、調査研究活動のための経費として常識的な範囲で、各会派又は各議員の自主性にに基づき決定するものである。

社会通念上妥当な範囲であることを前提としたうえで、調査研究に実際に要した費用に対し充当することを原則とする。(以下省略)

- 第 対象行為が違法、不当であることの支出内容。
別添に示す支出内容が、上記第 〇 に記した法、条例、規定、手引き反した違法、不当な支出である。
- 第 監査委員に求める措置の内容
監査委員は、市長に対し、上記違法、不当な公金支出行為による損害について既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- 第 監査委員の除斥申立
本件は地方自治法第 199 条の 2 により当該監査委員の除斥を申し立てます。
- 第 上記について、別紙事実を証する書面を添付の上、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項により、必要な措置を請求します。

請求者

住所

住所

職業

氏名

職業

氏名

住所 川口市東内野 56 -33

職業 無職

氏名 村松 幹夫

事実を証する書面

平成 20 年度政務調査費に係る会派及び議員の違法不当支出一覧表 (198 枚)

なお本件監査実施時の利便性を考慮し上記一覧表を C D -R に収録し別に貼付した。